

【根拠通知】

子ども・子育て支援法附則第6条の規程による私立保育所に対する委託費の経理等について	府子本第254号 府子本第255号	雇児発0903第6号 雇児保発0903第1号
「上記通知」の一部改訂について	H29.4.6	府子本第225号 府子本第228号 雇児発0406第2号 雇児保発0406第1号
※下記のチェック項目毎に、該当項目を確認し適合項目に【○印】を記す		

◇弾力運用の第1段階

項目	▽委託費の使途範囲														
(1) 委託費	当該保育所	委託費の使用は、支給費目ごとに、定められています。													
	使途制限	人件費	保育所に属する職員の給与、賃金等保育所運営における職員処遇に必要な一切の経費に支出されるもの												
		管理費	物件費・旅費等保育所の運営に必要な経費に支出されるもの												
		事業費	保育所入所児童の処遇に直接必要な一切の経費に支出されるもの												
弾力運用の基本要件	当該保育所	【要件1】	保育事業の要件 (全てを満たせば弾力運用が認められる第一ステップです)	チェック											
		基本要件7項目	①児童福祉法第45号第1項の基準(最低基準)が遵守されているか。												
			②委託費交付基準及び職員の配置基準が遵守されているか。												
			③給与規程の整備、規程による適正給与水準が維持されているか。												
			④給食の栄養量が確保され、嗜好を生かされているか。												
			⑤保育所保育指針を踏まえ、設備整備がなされ、児童処遇が適切である。												
			⑥運営・経営責任者である役職員の資質向上に努める。												
			⑦当該設置者の事業運営に問題事由なし。												
(2・3) 資金流用・積立	○【要件1】の7項目を満たせば、委託費の費用間流用と積立資産に積立し当該保育所の経費に充てることができる。														
	<table border="1"> <tr> <td>【要件1】</td> <td>当該保育所内の流用</td> <td rowspan="3">&</td> <td>当該保育所内(限定)積立</td> <td>当該積立資産取崩</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">基本要件7項目を満たす</td> <td>人件費</td> <td rowspan="3">委託費(人件・管理・事業費)間の流用可能</td> <td>① 人件費積立資産</td> <td rowspan="3">当該積立資産の取崩は積立資産の目的経費に充当できる。但し、【目的外使用】は行政の事前承認を要す。</td> </tr> <tr> <td>管理費</td> <td>② 修繕積立資産</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td>③ 備品購入積立資産</td> </tr> </table>	【要件1】	当該保育所内の流用	&	当該保育所内(限定)積立	当該積立資産取崩	基本要件7項目を満たす	人件費	委託費(人件・管理・事業費)間の流用可能	① 人件費積立資産	当該積立資産の取崩は積立資産の目的経費に充当できる。但し、【目的外使用】は行政の事前承認を要す。	管理費	② 修繕積立資産	事業費	③ 備品購入積立資産
【要件1】	当該保育所内の流用	&	当該保育所内(限定)積立		当該積立資産取崩										
基本要件7項目を満たす	人件費		委託費(人件・管理・事業費)間の流用可能		① 人件費積立資産	当該積立資産の取崩は積立資産の目的経費に充当できる。但し、【目的外使用】は行政の事前承認を要す。									
	管理費			② 修繕積立資産											
	事業費	③ 備品購入積立資産													

◇弾力運用の第2段階

(4)	▽委託費からの資金繰入									
委託費の繰入れ要件	当該保育所	【要件2】	下記事業の実施状況 (下記要件のいずれかを実施している。)	チェック						
		別表1	1 「延長保育事業の実施について」に定める事業及び同様事業							
			2 「一時預かり事業の実施について」に定める事業(一時保育促進事業を含む)							
			3 乳児を3人以上受け入れ(低年齢児童の積極受入れ)							
			4 「地域子育て支援拠点事業の実施について」に定める事業及び同様事業							
			5 特別児童扶養手当の支給対象児の受入れ							
			6 「家庭支援推進保育事業の実施について」の定める事業及び同様事業							
			7 休日保育加算の対象施設							
			8 「病児保育事業の実施について」に定める事業及び同様事業							
保育所等への繰入金支出	○【要件1】及び【要件2】を満たされている場合、同一設置者の保育所等に係る別表2の経費に充て可能。									
	繰入先	別表2	『資金繰入先』の資金使途制限	チェック						
		同一法人の保育所等	1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費 (保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。)							
			2 保育所等の土地又は建物の賃借料							
			3 以上の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還又は積立のための支出 (積立は「保育所施設・設備整備積立資産」の勘定科目を使用のこと。【目的外使用時は行政承認を要す】)							
			4 保育所等を経営する事業に係る租税公課							
		【要件1】	【要件2】	<table border="1"> <tr> <td>繰入限度</td> <td>処遇改善加算の基礎分(改善基礎分)の範囲内</td> </tr> <tr> <td>繰入先</td> <td>同一設置者が設置する保育所等</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>資金使途は別表2の1～4に限定</td> </tr> </table>	繰入限度	処遇改善加算の基礎分(改善基礎分)の範囲内	繰入先	同一設置者が設置する保育所等	資金使途	資金使途は別表2の1～4に限定
	繰入限度	処遇改善加算の基礎分(改善基礎分)の範囲内								
	繰入先	同一設置者が設置する保育所等								
	資金使途	資金使途は別表2の1～4に限定								
	基本要件7項目を満たす	別表1	別表2							

◇弾力運用の第3段階

(5) 処遇改善加算から右記事業への繰入金支出	【要件3】 保育サービスの質の向上要件 3項目を満たす。	チェック	
	サービス向上要件確認	① 厚労省令第79号及び児発第295号にに基づく財務諸表の備え付け、閲覧 ② ⑦第三者評価加算の認定、サービスの質の向上 又は④苦情処理の適切な対応・公表・保護に努めている。 ③ 処遇改善加算の 賃金改善要件 (キャリアパス要件も含む。)のいずれも満たしている。	
	別表3	繰入の制限額：処遇改善加算の基礎分(改善基礎分)の範囲内で下記に充当できる。	
	繰入先	子育て支援事業	
		1 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び 土地の取得等 に要する経費 (子育て支援事業に必要なものに限る。以下2において同じ。) 2 1の経費に係る借入金(利息分を含む。)の 償還又は積立 のための支出	
	別表4	繰入の制限額：処遇改善加算の基礎分(改善基礎分)の範囲内で下記に充当できる。	
	繰入先	同一法人の社福施設等	
		1 社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、 土地の取得等 に要する経費 (社会福祉施設等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。) 2 社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料 3 以上の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の 償還又は積立 のための支出 4 社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課	
	○要件(1・2・3)を満たされている場合、 処遇改善加算の基礎部分 について別表3・4の経費に充てることができる。		
	【要件1】	【要件2】	【要件3】
基本要件7項目を満たす	別表1	サービス向上要件3項目	
		繰入限度	
		繰入対象先	
		資金使途	
		処遇改善加算の基礎分(改善基礎分)の範囲内 別表3：子育て支援事業 別表4：同一設置者が運営する社福施設等 別表3及び別表4の資金使途内容	

(5) 委託費から右記事業への繰入金支出	別表5	繰入資金の限度額：委託費の3か月分 (当該年度委託費から「改善要件分」を除いた額の1/4の額)	
	繰入先	同一法人の保育所等	
		1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地取得等に要する経費 (保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。) 2 保育所等の土地又は建物の賃借料 3 以上の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の 償還 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課 (保育所及び保育所以外の子ども子育て支援法に規定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業)	
	別表3	繰入の制限額：委託費の3か月分 (当該年度委託費から「改善要件分」を除いた額の1/4の額)	
	繰入先	子育て支援事業	
		1 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び 土地の取得等 に要する経費 (子育て支援事業に必要なものに限る。以下2において同じ。) 2 1の経費に係る借入金(利息分を含む。)の 償還又は積立 のための支出	
	○要件(1・2・3)を満たせば、委託費の3か月分(当該年度委託費から「改善要件分」を除いた額の1/4の額)の経費に充てることができる。		
	【要件1】	【要件2】	【要件3】
	基本要件7項目を満たす	別表1	サービス向上要件3項目
			繰入限度
		繰入対象先	
		資金使途	
		委託費の3か月分の範囲内 別表5：同一法人の保育所等 別表3：同一設置者が運営する子育て支援事業 別表5及び別表3の資金使途内容	

◇弾力運用の第4段階

項目	▽前期末支払資金残高の取扱	
(1)	前期末支払資金残高の取崩し	所轄庁の事前承認を求める。 自然災害その他止むを得ない自由により、事業活動収入計(予算額)の3%以下の場合は事前協議を省略して差し支えない。
(2)	○要件(1・2・3)を満たす場合は、理事会の承認を受け充当することができる。	
支払資金残高からの充当	翌年度に前期末支払資金残高として取り扱える(取崩)条件	委託費の適正執行と保育所の適正運用がなされ、当該年度委託費収入の30%以下の保有が条件
	理事会の承認	当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分の補填できる。
		当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。
		① 当該保育所を設置する法人本部の運営に関する経費 ② 同一法人が運営する社会福祉法第2条に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費 ③ 同一の法人が運営する公益事業(子育て支援事業を除く)の運営、施設設備の整備等に要する経費